

# 犯罪被害給付制度に関する有識者検討会

副代表幹事 渡辺 保

警察庁における、第3次犯罪被害者等基本計画で決定された犯罪被害給付制度の実態調査が、本年3月に終了し、その後4月からは標記の検討会が設けられたので被害者の立場で意見を述べてきました。

大学教授3人、民間の犯罪被害者支援団体1人、法律家1人、警察庁3人と私の計9人が構成員となり、3か月余にわたり下記の4点について検討を重ねてきました。

①重傷病給付金の支給対象期間について、期間1年・上限額120万円と制限されているところを、期間・上限額を決めず、症状固定までを要望しました。

しかし、調査結果では、受傷後1年以内に治癒・症状固定したものは70%、3年以内が99%、上限額120万円を超えて自己負担になった例は、調査458件中2件と少なく、いずれも上位所得者でした。従って、支給対象期間を無期限とする立法事実は認められず、支給対象期間を3年に拡大するにとどまりました。上限額120万円については必要性が認められず、引き上げるべきとの結論には至りませんでした。

②犯罪被害者に負担の少ない支給について、明らかな犯罪被害で入院3日以上、かつ加療1か月以上との医師の診断があったものだけでも、医療費の現物給付を要望しました。

しかし、重傷病給付金の支給裁定までの期間が平均6か月程度かかり、その間、医療機関に支払いを待ってもらうことや不支給の場合の医療費の回収リスク・負担を負わせる等の理由で実施困難との提言になりました。ただ、仮給付金が現行基準時点までの負担額の1/3の範囲内とされていますが、事案によっては、負担額の満額を仮給付できるようにすることと、仮給付金の額をより柔軟に決定できるようにすることにより、犯罪被害者の負担を現在より迅速に軽減できるようにすべきであると提言されました。

③若年者の給付金については、若年の被害者で遺児がいる場合の給付金の増額を要望しました。

それに対しては、遺児の年齢に着目し、現行は10年分の見舞金の考え方で計算されていますが、遺児が18歳になるまで、その自立に向けた支援を行うとの考えで、遺児の年齢や数を考慮し、その支援をより充実させることが提言されました。

④親族間犯罪に係る給付金の在り方については、親族間犯罪といってもその実態は様々であり、原則不支給としている現状から原則支給とするように要望しました。

親族の区分類型の合理化と、本人支給か遺族支給かに分けて検討した結果、事件時に親族関係が事実上破綻していたと認められれば、制限を行わないことと（全額支給）すべきと提言されました。例えば、夫婦間では、婚姻関係が事実上破たんしていたり、被害者が暴力から逃れるため別居していたり、離婚調停中であるなどです。直系血族では、暴力継続による支配・隷属関係だった場合などで親族関係が事実上解消していたなどがあげられます。また、18歳未満の者が被害者として受給する場合や、第1順位遺族の場合の特例を設けました。

以上簡単に述べましたが、構成員の有識者の方々や警察庁の担当者が、犯罪被害者問題について、真剣に前向きに考えていただいたことを強く感じられた検討会でした。とても嬉しく、感謝の気持ちで一杯です。この場をお借りしてお礼を申し上げます。